

# 放送番組の編集の基準

## 基本方針

株式会社えふえむ草津(以下「当会社」という)は、草津市を中心とした住民の生活に密着したコミュニティFM放送局として、公共の福祉の増進、文化の向上、地域経済産業の発展に貢献することを使命とする。

当会社は、公共の福祉増進の立場から、常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、番組の調和に努め、広告、宣伝の真実に徹して、新しい地域文化の創造を目指すことを放送の基本とする。

当会社は、このため視聴者と番組提供者の理解と協力の下に、次に掲げる編集の基準を定め、すべての放送番組及び広告の企画、制作実施にあたって、これを守ることをとする。

当会社は、放送番組が一定の倫理水準を確保し、放送の社会的使命と責任を全うするために、常に留意し守るべき事項として、民放会社が自主的に定めた共通の基準である「民放連・放送基準」を遵守する。

## 一般基準

### 1. 人権

- 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いをしない。
- プライバシーを侵すような取り扱いをしない。
- 人権・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- 人命を軽視するような取り扱いをしない。

### 2. 法と政治

- 法令を遵守し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いをしない。
- 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題は審理を妨げないように注意する。
- 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
- 人種・民族・国民に関することを取り扱うときは、その感情を尊重する。
- 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないよう注意する。
- 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにするようにする。
- 国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いをしない。

### 3. 児童および青少年への配慮

- 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮に入れる。
- 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いをしない。
- 児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重するようにする。

#### 4. 家庭と社会

- 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。
- 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。

#### 5. 教育・教養の向上

- 教育番組は、形式や表現にとらわれずに、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つよう努める。

#### 6. 報道の責任

- ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならないことに注意する。
- ニュース報道にあたっては、個人の自由を犯したり、名誉を傷つけないように注意する。
- 事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けるようにする。
- ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
- ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

#### 7. 宗教

- 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- 特定宗教のための寄付の募集等は取り扱わない。

#### 8. 表現上の配慮

- 放送内容は放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- わかりやすく適正な言葉を用いるように努める。
- 社会・公共の問題で意見が対立するものについては、できるだけ多くの角度から論じるように注意する。
- 不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現は避ける。
- 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしない。
- 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現するときは、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- 医療および薬品の知識に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などの気持ちを与えないように注意する。

#### 9. 暴力表現

- 暴力行為は、その目的如何を問わず、否定的に取り扱う。
- 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。
- 殺人・拷問・暴行・死刑などの残虐な感じを与える行為、その他精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

#### 10. 犯罪表現

- 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いするようなことがないよう注意する。
- 犯罪の手口を表現するときは、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。

## 11. 性表現

- 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。
- 性衛生や性病に関する事柄は、医学上・衛生上・教育上必要な場合のほかは取り扱わない。

## 12. 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

- 賞金・商品は、過度に射幸心をそそらないよう注意し、社会常識の範囲内にとどめる。

## 13. 広告の取り扱い

- 広告は、事実を伝え、視聴者に利益をもたらすものであるようにする。
- 広告は、関係法令などに反するものは取り扱わない。
- 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにする。
- 広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。
- 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- 権利関係や取引の実態が不明確なものは取り扱わない。
- 事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。
- 係争中の問題に関する一方的主張または通信・通知の類は取り扱わない。
- 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。
- 風紀上、好ましくない商品やサービスおよび性具に関する広告は取り扱わない。
- 個人的な売名を目的としたような広告は取り扱わない。

## 14. 広告の表現

- 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感を与えないように注意する。
- 広告は、わかりやすく適正な言葉を用いるようにする。
- 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしない。
- 原則として、最大級またはこれに類する表現をしない。
- ニュースと混同されやすい表現はしない(特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする)。

なお、この放送番組の編成基準は、社内に掲示して一般に周知させるものとする。